

# 小松島市公共施設等総合管理計画 (素案)へのご意見を募集します

全国的に人口減少や少子高齢化が進む中で、今後、多くの公共施設等が老朽化による更新の時期を迎えることから、住民ニーズや社会情勢に対応した公共施設等の量的・質的な適正化が求められています。

このたび、本市でも平成26年4月の総務省からの「公共施設等総合管理計画の策定要請」に基づき、公共施設等の最適な配置の実現と財政負担の軽減・平準化を目的に、総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を定めた『小松島市公共施設等総合管理計画』の素案を作成しましたので、次のとおり市民の皆様から意見募集(パブリックコメント)を行います。

**【募集期間】**12月5日(月)から12月28日(水)まで(必着)

素案については、右記期間中、市役所3階総務課または市ホームページにて閲覧できます。

\*市役所での閲覧は、土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までです。

**【応募方法】**素案に対するご意見のある方は、必ず「住所・氏名・年齢・電話番号」を明記し、総務課へ持参または郵送、FAX、メールにより提出してください。

**【お問い合わせ・提出先】**

〒773-8501 小松島市横須町1番1号

小松島市総務課管財担当(市役所3階)

☎ 32・2123／FAX33・32153

Mail:kanzai@city.komatsushima.tokushima.jp

# 太陽光発電設備を設置せよ!おねがい

法人または個人事業主が設置した太陽光発電設備は、売電をされているかいないかにかかわらず、償却資産の申告が必要です。(10kW以上の発電規模を持つものは、住宅用のものであっても課税対象となり、申告が必要です。)

なお、経済産業省の認定を受け、平成28年3月31日までに取得された太陽光発電設備は、課税標準額の特例が適用される場合がありますので、申告の際、「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」の写しの添付をお願いします。

また、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受け、平成28年4月1日以降に取得された太陽光発電設備は、課税標準額の特例が適用される場合がありますので、申告の際、「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写しの添付をお願いします。

所有する太陽光発電設備が償却資産に該当するか判断が困難な場合や、申告方法などについて「不明な点があります」なら、税務課固定資産税担当までお問い合わせください。

## 【設置者および発電規模別の課税区分】

設置者	10kW以上の太陽光発電設備	10kW未満の太陽光発電設備
法人・個人事業主	課税対象(申告必要)	課税対象(申告必要)
個人(住宅用)	課税対象(申告必要)	課税対象外(申告不要)